(8)　資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a　「適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier１資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b　「適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier２資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

別紙様式第二号の表中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する告示の一部改正）

第二条　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号を削る。

○金融庁・厚生労働省告示第一号

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。

平成二十六年二月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

厚生労働大臣　田村　憲久

第二条第一項中「次項に定める」を「自己資本の構成に関する開示事項」に改め、「第三項に定める」を削り、同条第三項中「定量的」を「第一項の定量的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中ホを削り、ヘをホとし、同号を同項第一号とし、同項第三号ヘ中「第十五条第一項第二号及び第五号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「(自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号チ中「次に掲げる」の下に「エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める」を加え、同号ヌ中「実績値」を「実績値（内部格付手法」の下に「又は基礎的内部格付手法」の下に「（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてＬＧＤ及びＥＡＤの自金庫推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」を加え、同号イ(2)中「採用金庫」を「が適用されるポートフォリオに係るもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号イ(9)及びロ(3)中「第二百二十三条第一項」を「第二百二十三条」に、「自己資本から控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号イ中「、時価及び」を「及び時価並びに」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項中「定性的」を「第一項の定性的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「自己資本調達手段」の下に「（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

第三条の見出し中「連結における事業年度」を「連結会計年度」に改め、同条第一項中「第一項」を削り、「次項に定める」を「自己資本の構成に関する開示事項」に改め、「第三項に定める」を削り、同項第三項中「定量的」を「第一項の定量的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「自己資本比率告示第六条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社」を「その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって金庫の子法人等であるもの」に改め、同項第二号ヲを削り、同号を同項第二号とし、同項第四号ヘ中「第六条第一項第三号及び第六号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「(自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号チ中「次に掲げる」の下に「エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める」を加え、同号ヌ中「実績値」を「実績値と」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号イ(2)中「採用金庫」を「が適用されるポートフォリオに係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号イ(9)及びロ(3)中「第二百二十三条」を「第二百二十三条第一項」に、「自己資本から控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号イ中「、時価及び」を「及び時価並びに」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項中「定性的」を「第一項の定性的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号イ中「に規定する」を「の規定により」に、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）」を「連結財務諸表規則第五条」に改め、「連結の範囲」の下に「（以下「会計連結範囲」という。）」を、「相違点」の下に「及び当該相違点の生じた原因」を加え、同号ハ中「主要な金融業務」に、「及び」を「、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

第三条第二項第一号中ホを削り、ヘをホとし、同項第二号中「自己資本調達手段」の下に「（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

第四条を次のように改める。

（半期の開示事項）

第四条　規則第百十七条第一項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。